

平成21年度著作権法の一部改正について

デジタルコンテンツ委員会*

抄 録 平成21年通常国会において、著作権法の一部を改正する法律が可決・成立、公布された。知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画」を受けて、文部科学省の文化審議会著作権分科会にて検討が行われ、法改正に至るというスタイルは、前回の平成18年度改正と同様であった。今回の法改正は、電子化された著作物（デジタルコンテンツ）の流通促進のため、ネットワークを活用して著作物を利用する際の著作権法上の課題の解決を図る趣旨であり、インターネット情報検索サービスや通信過程・電子機器利用時における一時的蓄積等について、手当てがなされた。本稿¹⁾では、この改正の具体的内容を紹介する。

目 次

1. はじめに
2. ネットワークを利用した著作物利用の円滑化を図るための改正
 2. 1 インターネット情報検索サービスの適法化
 2. 2 通信過程における一時的蓄積の適法化
 2. 3 電子機器利用時における一時的蓄積の適法化
 2. 4 インターネット販売等での美術品等の画像掲載の適法化
 2. 5 情報解析研究のための著作物の複製の適法化
 2. 6 権利者不明のコンテンツ利用の円滑化
 2. 7 国立国会図書館の蔵書のデジタル化
3. 違法な著作物の流通を抑止するための改正
 3. 1 違法なインターネット配信からの音楽・映像のダウンロードの違法化
 3. 2 海賊版と知りながら行う販売の申出の違法化
4. 障害者の情報利用機会を確保するための改正
5. おわりに

1. はじめに

平成21年6月12日、第171回通常国会におい

て著作権法の一部を改正する法律が可決・成立し、同月19日に公布された。この法律は、著作権登録に関する手続（改正法第72条第2項）等を除いて、平成22年1月1日に施行される。今回の法改正は、知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2008」中に「デジタル・ネット時代に対応した知財制度の構築」を図るための課題として掲げられたものが中心となっている。文化審議会著作権分科会は、これらの課題について検討を行い、平成21年1月に、いくつかの課題について立法的措置が必要であると結論づけた報告書（参考文献①）を公表した。

今回の法改正は多くの項目にわたっており、いわば大幅な改正であるといえるが、目的面では、以下の3点に集約される。

- 1) ネットワークを活用した著作物利用の円滑化を図るための改正
- 2) 違法な著作物の流通を抑止するための改正
- 3) 障害者の情報利用機会を確保するための改正

* 2009年度 Digital Contents Committee

2. ネットワークを利用した著作物利用の円滑化を図るための改正

著作権法は、これまでも、技術の進歩や時代の変化に対応するため、権利制限規定を追加する等、随時改正がなされてきた。

近年のデジタル化・ネットワーク化の進展により、インターネットが社会インフラとして普及して、デジタル化された著作物がさまざまな態様で流通し、利用され、また、情報検索等のサービスがビジネス、日常生活に不可欠な存在となった。このような状況下で、デジタル化された著作物の流通、利用過程で、デジタルコピーの作成、すなわち著作物の複製がなされる場合があるが、権利者の利益を不当に害することはないといえるケースも少なからず存在している。

そこで、著作物の円滑な流通、利用を図ることを目的として、インターネット情報検索サービスや通信過程・電子機器利用時における一時的蓄積における著作物の利用等について、新たに権利制限の対象とするための著作権法の諸改正が行われた。

以下、具体的な改正の内容について説明する。

2.1 インターネット情報検索サービスの適法化（改正法第47条の6）

情報検索サービスは、インターネット上に無数に存在するウェブサイトの中から求める情報の所在を容易に探索する手段であり、デジタル・ネットワーク社会におけるインフラとして大きな役割を果たしているといえる。

情報検索サービスでは、クローリング²⁾と呼ばれる作業工程において、ウェブサイト上の著作物を含む情報を収集してストレージサーバに蓄積し、インデックス化し、また検索結果を作成することから、著作物の複製、翻案が行われ

ている。また、検索結果の表示においても、著作物の自動公衆送信（送信可能化を含む）が行われる。

一方、これらの行為は、大量の情報を対象にソフトウェアによって自動的に行われ、著作物か否かを選別したり、個別に権利者の許諾を得ることは現実的に不可能である。

そこで、日本国内において情報検索サービスを提供するにあたっての著作権侵害による法的リスクを払しょくすることを目的として、情報検索サービスに関する規定が新設された。

具体的には、情報検索サービスを提供する事業者は、検索及び検索結果の提供を行うために必要と認められる範囲で、インターネット上の著作物をサーバに記録、翻案し、検索要求に応じてURL（Uniform Resource Locator）とともに検索結果として著作物を自動公衆送信（送信可能化を含む）することができることになった。ただし、以下の制限が設けられている。

- 1) インターネット上で情報収集を拒否する旨の意思表示がされている場合には、当該情報を収集しないこと（※政令で定める基準に従う）
- 2) 受信を制限する手段を講じられている著作物については、当該手段を講じた者の承諾を得ること
- 3) 情報検索サービス事業者が、検索結果として表示される著作物が他人の著作権を侵害するものであることを知ったときには、表示（自動公衆送信）を停止すること

2.2 通信過程における一時的蓄積の適法化（改正法第47条の5）

ネットワーク上の中継サーバや電子機器（パソコン、携帯電話等）内部の記録媒体等に著作物が一時的に蓄積されることを、著作権法上でどのように取り扱うべきか、永年の検討課題と

なっていた³⁾。しかし、今回の法改正によりようやく決着が見られることとなった。通信過程における蓄積については改正法第47条の5において、電子機器一般への蓄積については改正法第47条の8(2.3節参照)において対応されている。

ブロードバンド基盤の整備等デジタル化・ネットワーク化の進展とともに、ネットワーク上で流通する情報量は著しい増加傾向にある。これに対応するための情報処理技術として、通信の効率化のためのキャッシング⁴⁾や、信頼性向上のためのミラーリング⁵⁾、RAID⁶⁾やバックアップ⁷⁾が行われている。

しかし、これらの処理において著作物を蓄積する行為は形式的には「複製」にあたるが、現行法での位置づけが不明確であることから、これらの行為を行う事業が発展する上での萎縮要因となっていることが指摘されていた。

このような問題を解消するため、今回の法改正において、キャッシュサーバやバックアップサーバ等における情報の蓄積は、著作権侵害にはあたらないことが明確化された。

具体的には、「自動公衆送信装置等⁸⁾を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者」は、以下の目的に限ってサーバ等に著作物を記録することができることになった。

- 1) 送信等の求めが集中することによる送信の遅滞や、故障による送信の障害を防止すること(第1項第1号 送信サーバ周りのミラーリング及びRAID)
- 2) 著作物の複製物が失われたり、壊れた場合に復旧すること(第1項第2号 送信サーバ周りのバックアップ)
- 3) 自動公衆送信等を中継するための送信を効率的に行うこと(第2項 中継サーバでのキャッシング)

ただし、1)と3)については、送信サーバにアップロードされたコンテンツ(著作物)が

送信者によって、別のコンテンツに更新されたり、配信を完了して削除されたりすれば、保存をやめなければならない。また、電子メールの場合においても、受信者がメールを受信すること等により、保存(複製)しておく必要がなくなったときは、保存をやめなければならない。

ミラーリングや、RAID、キャッシングは、送信サーバにアップロードされた情報(著作物)が削除された場合はこれに連動して、すぐに又は一定期間内に消去されるよう設定されていることが通常であり、このような運用が維持されることが求められているものである。

また、1)と3)については、国内外にある送信サーバにアップロードされたコンテンツ(著作物)が著作権を侵害する違法コンテンツであることを知ったときにも、それ以降は保存をやめなければならない。ミラーリング、RAID、キャッシング等の送信サーバの運営者が、違法コンテンツがアップロードされていることを監視することは、多大な負荷やコストを要し現実的ではないからである。そのため、送信サーバの運営者が、正当な権利者からの通知を受けて違法なコンテンツのアップロードを「知り」、違法なコンテンツを削除したときに、これに連動して自らの送信サーバでの保存をやめること等が想定されている。

2)については、著作物の滅失等に備えて復旧する目的を終えたときは保存をやめなければならない。バックアップは、一定期間ごとにデータの更新、消去を繰り返して復旧に備えている実態に対応したものである。

通信過程において改正法が適用される対象を図示すると、図1の通りとなる。

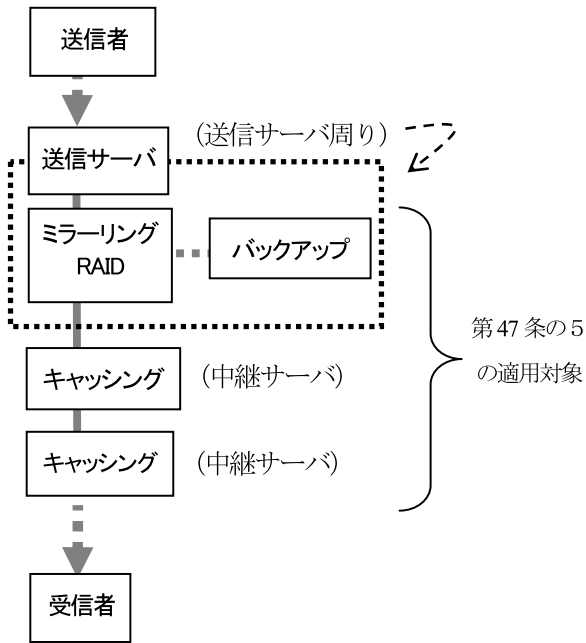


図1 著作権法第47条の5の適用対象

2.3 電子機器利用時における一時的蓄積の適法化（改正法第47条の8）

電子機器においてソフトウェアを使用したり、ブラウザを用いてインターネット上のウェブサイトを視聴する際には、電子機器の内部で行われる技術的処理として、ソフトウェアやウェブサイトの情報がメモリ等の記録媒体に蓄積されることが一般的であるが、これらは形式的には著作物の複製に該当するおそれがあり、著作権法上の位置づけが不明確であった。

しかし、仮に複製であるとしても、本来の著作物の利用に付随的なもので、利用行為を行う主体の意思とは無関係であり、複製権が及ぶことは不適當であることから、今回の法改正において、電子機器利用時の技術的処理過程で必要となる情報の一時的な複製行為は、著作権侵害とならないことが明確化された。

具体的には、以下の場合には、「その電子計算機の情報処理の過程で、情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度」で、電子機器の記録媒体に記録することができるこ

とになった。

- 1) 電子機器において、著作物をその複製物を用いて利用する場合（RAM⁹⁾への蓄積等であり、電源によるバックアップ機能を搭載したRAMや不揮発性RAMによる蓄積を含む）
- 2) 通信により著作物を受信して利用する場合（著作物をブラウザの機能によるキャッシングとして電子機器に蓄積し、視聴する場合等）

なお、ここでいう「必要と認められる限度」とは、社会に一般的と認められる機器利用の態様から客観的に判断されるものとされる。例えば、ブラウザの機能によるキャッシングとして電子機器に蓄積し、視聴する場合であっても、ブラウザの機能で予定されている通常の範囲を超えて、反復継続して視聴する意思のもとで行われるものは、「必要と認められる限度」にはあたらないと解される。

2.4 インターネット販売等での美術品等の画像掲載の適法化（改正法第47条の2）

美術品等の商品の取引を行う上で、商品情報の提供は売り主に求められる義務として必要不可欠なものである。特に隔地者取引の場合には、この義務を果たすために商品情報として商品の写真を見せることはやむを得ないものであり、現に売り主は商品の画像をインターネットオークションサイト等に掲載しているケースが多々見受けられる。

現行法では、掲載される商品紹介用の画像については、その内容や特徴が認識できる程度の画像とすることが一般的であり、著作権法上の複製に該当する場合がある。また、当該画像の掲載が複製であるとしても、引用（現行法第32条第1項）に該当することにより、複製権が及ばない可能性があるが、引用該当性については

議論がある¹⁰⁾。

このような状況の下、本課題については、複製や引用の解釈の問題とせず、新たな権利制限規定を設けることとなった。

改正法では、この権利制限規定の適用を受ける者は、取引の実態を加味し、「美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者」のみならず、「その委託を受けた者」に拡大されている。また、これらの者が、譲渡又は貸与の用に供するため、著作物の複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合は、送信可能化を含む）を行えらるとし、取引形態はインターネットオークション等のインターネット上の売買形態に限定することなく、広く放送や紙媒体のカタログを用いた売買形態にも適用されることとなった。

なお、この権利制限規定の適用を受けるためには権利者の利益を不当に害することがないように、複製防止措置等を講じる必要があるが、これらの条件については別途政令で定められることになっている。

2. 5 情報解析研究のための著作物の複製の適法化（改正法第47条の7）

ウェブ情報、言語、画像・音声等の情報を解析する技術の研究開発においては、前述のクロージング等の手法により膨大な情報を収集し、蓄積、改変することが必要となる。しかし、これらの情報の中には著作物が含まれることがあるので、その場合には著作権侵害にあたる可能性があることから、これら技術の研究開発に萎縮効果が生じているという指摘がされていた。

このような背景に加えて、情報解析技術は高度情報化社会において必要であること、また、このような情報解析のための利用は、個々の著作物の利用が目的ではなく、著作権法において保護すべきものとして本来想定しているような

利用とは異なることから、今回の法改正において、電子機器による情報解析を目的とする場合には、必要と認められる限度で、著作物を記録媒体に記録、翻案することが認められた。

なお、改正法において「情報解析」とは、「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うこと」と定義されている。しかし、事業として情報解析のためのデータベースが提供される場合（当該データベースを提供する事業者が存在する場合）もあるため、このような取引を保護するために、「情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物」については、適用対象外となることが定められた。

2. 6 権利者不明のコンテンツ利用の円滑化（改正法第67条、第67条の2、第70条、第103条）

文化的な価値のある貴重なコンテンツであっても、権利者の所在が不明なこと等の理由で許諾が得られないことにより活用が困難な場合がある。典型例として、過去に放送されたテレビ番組をインターネット配信しようとする場合に、著作権者や出演者等の著作隣接権者に連絡がつかず、許諾を得られないことから利用を断念する、という現状がある。このような過去の著作物を円滑に流通させ、死蔵による社会の損失を防止する目的で様々な施策が検討されているが、その一つとして、文化庁による裁定制度を改善し、その利用の促進を図ることとなった。現状の裁定制度（現行法第67条）においては、裁定の条件として権利者を検索するために「相当な努力」を払うことが求められているが、その基準が不明確であるとか、手続に要する時間等の点から事実上利用が困難という指摘がされていた。また、著作隣接権については、そもそ

も裁定制度の対象となっていなかった。

そこで、これらの問題を解決するため、複数の条文にわたって改正が行われた。主な改正点は以下の通りである。

1) 「相当な努力」の要件の明確化

裁定利用の要件である「相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合」を、政令によって定める旨が規定された。

2) 裁定申請中の利用可能化

裁定申請の際に担保金を供託すれば、裁定判断の前であっても、暫定的に対象の著作物を利用することができる旨が規定された。ただし、著作者が利用を廃絶したい意思が明らかな場合には、裁定判断前の利用はできない。また、裁定申請中の利用であること、裁定申請をした年月日を申請対象の著作物の複製物に表示することが義務づけられる。

3) 著作隣接権の裁定制度の対象化

著作隣接権も著作権の裁定制度の規定を準用する旨が規定された。

2. 7 国立国会図書館の蔵書のデジタル化 (改正法第31条第2項, 第42条の3, 第49条第1項第1号, 第102条第1 項及び第9項第1号)

現行法では、国立国会図書館による蔵書の電子化については、現に損傷・劣化した資料の保存のための電子化のみ可能となっている(現行法第31条第1項第2号)。

しかし、出版物を網羅的に収集し保存するという国立国会図書館の役割を踏まえると、所蔵資料が傷む前に電子化し原資料を文化的遺産として保存できるようにすることが望まれている。

そこで、今回の法改正により、国立国会図書館は、所蔵資料の原本を公衆の利用に供することによる滅失、損傷又は汚損を避けるため、公衆の利用に供するための電磁的記録を必要と認められる限度において作成することが可能とな

った。

なお、国立国会図書館でデジタル化された資料については、書籍等の原本と同程度の利用が可能となることが望ましいと考えられるが、デジタル技術の発達により、利用の在り方次第では権利者の利益が脅かされる可能性があることは否定できない。そのような観点から、著作権分科会の報告書(参考文献①)においては、デジタル化された資料の利用について、権利者の利益が損なわれないよう、また、現状のコンテンツビジネスを阻害することがないよう関係者間で協議を進めることとされている。

具体的な協議事項は以下の通りである。

- 1) デジタル化された資料を国立国会図書館内で閲覧させる場合の同時アクセス数の制限を設けること
- 2) デジタル化された資料からのコピーサービスにおいて、デジタル化された資料からデジタル方式で複製物を作成して提供すること
- 3) 国立国会図書館においてデジタル化を行った資料を国立国会図書館以外の図書館等で閲覧させること
- 4) 国立国会図書館においてデジタル化を行った資料を他の図書館等の利用者に対するコピーサービスで利用すること

上記の各事項については、関係者間で協議を行った後、必要があれば可能な部分から立法等の措置を講じることとなっている。

なお、平成21年7月3日に成立した国立国会図書館法¹¹⁾の一部を改正する法律により、国立国会図書館法が改正されたが(同法第25条の3)、これに伴い著作権法の改正もなされ、国立国会図書館の館長等は、公用に供するため、国、地方公共団体、独立行政法人等が公衆にインターネットを通じて提供する資料を収集し、国立国会図書館の使用に係るサーバ装置の記録媒体(磁気ディスク等)に複製することが可能

となった。本改正法は平成22年4月1日に施行される。

3. 違法な著作物の流通を抑止するための改正

インターネット技術やデジタル技術の普及・発展に伴い、デジタルコンテンツのネットワーク流通が拡大する一方で、違法なコンテンツ流通や、海賊版の販売等の負の側面も問題となってきた。

そこで、権利者が安心して著作物を提供でき、利益を確保できる環境を確保するため、法改正が行われることとなった。

以下、具体的な改正内容について説明する。

3. 1 違法なインターネット配信からの音楽・映像のダウンロードの違法化（改正法第30条第1項第3号）

著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下、「私的使用」という）を目的とするときは、その使用する者が複製することができる（現行法第30条第1項）。したがって、現行法下では、私的使用の範囲である限り、適法配信か違法配信かを問わず、個人が自由にインターネットから音楽等のファイルをダウンロードすることができることと解されている。

一方、近年、違法複製物のダウンロードが年々増加しており、社会的な問題となっている。また、現行法においても違法に複製された音楽等のファイルをアップロード（送信可能化）し、配信（自動公衆送信）する行為は著作権侵害となるが、送信可能化や自動公衆送信を行う者を特定するのは困難な場合もあり、これらの側を著作権侵害とするのみでは十分な保護が図れないケースもある。

そこで、今回の法改正では、違法に複製された音楽・映像を受信して録音・録画する行為に

ついては、私的使用の目的であっても著作権侵害に該当することとした。ただし、著作権を侵害する自動公衆送信であるという「事実を知りながら行う」ことが権利侵害の要件となっており、刑事上の罰則も課されていない。これらは、著作権分科会私的録音録画小委員会の中間整理（参考文献②）の中で「送信可能化又は自動公衆送信可能化の違法性を追求すれば十分であって、ダウンロードまで違法とすることは行き過ぎ」等の反対意見が併記されていることに対応したものと考えられる。

なお、改正法では、対象となるファイルは録音と録画、すなわち音楽と映像に限定されており、ゲームソフト等の著作物をダウンロード違法化の対象とするか否かは今後、著作権分科会にて更なる検討が行われることとなっている。

3. 2 海賊版と知りながら行う販売の申出の違法化（改正法第113条第1項第2号）

現行法では、著作権を侵害する行為によって作成された物（例：海賊版CD-RやDVD-R）について、情を知って頒布し、又は頒布の目的をもって所持する行為を著作権侵害とみなしているが、著作権侵害品の頒布の申出をする行為については著作権侵害には該当しない（現行法第113条第1項第2号）。

しかし、インターネットサイトにおける実際の取引態様に目を向けてみると、頒布目的の所持をしていない状態で頒布の申出を行うケースが見受けられる。このようなケースにおいては、販売等の申出時に著作権侵害が起きていないため、権利者は著作権に基づく出品ページの削除請求はもとより、プロバイダ責任制限法¹²⁾に基づく発信者情報の開示請求を行うことができないこととなるが、匿名性の高いインターネットでは、申出の段階で押さえなければ海賊版の流通を防止することが困難となる。

一方、特許権、商標権等の産業財産権については、譲渡告知行為について手当てがなされている。例えば、偽ブランド品等の出品行為は商標の「使用」に該当し、商標権に基づく権利行使が可能である（商標法第2条第3項第2号及び第8号）。

そこで、違法な著作物の流通を抑止し、正規ビジネスの成長と権利者への適切な利益還元を促進すべく、頒布する旨の申出が新たに権利侵害とみなす行為として追加された。

なお、現行法第113条第1項第2号と同様、「情を知って」行う場合に限り、侵害行為とみなすこととしたが、本行為については改正法第30条第1項第3号とは異なり刑事罰が適用される。

4. 障害者の情報利用機会を確保するための改正（改正法第37条第3項、第37条の2）

現行法では、点字図書館による録音図書の作成や、関係福祉施設による放送番組のリアルタイム字幕の作成・送信等、主体や範囲が限定されている（現行法第37条、第37条の2）。

昨今、インターネットの発達等により、健常者は多様な情報に簡単にアクセスすることができるようになる一方、障害者はそのような情報にアクセスすることが難しく、情報格差が拡大することが懸念されている。

また、障害者の権利に関する条約¹³⁾においても、「知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる」と規定されている（同条約第30条第3項）。

このような状況を受け、改正法では障害者も健常者と同様に多様な情報へのアクセスを可能とすべく、権利制限規定の適用を受ける主体・行為・対象者の拡大が図られた。これらの具体

的な改正内容は図2の通りである。

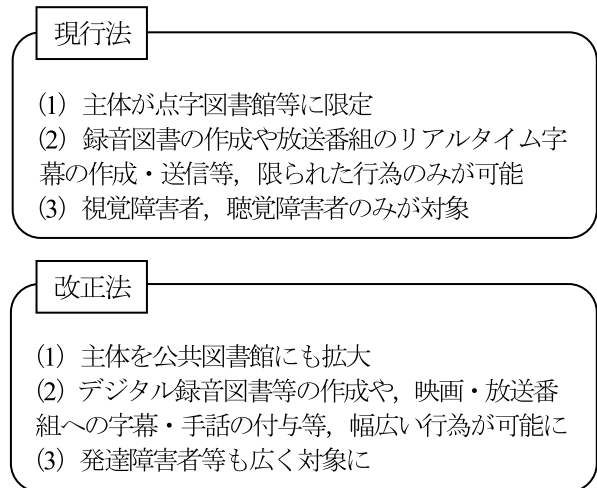


図2 著作権法第37条及び第37条の2の改正概要

なお、これらの改正は、拡大教科書の幅広い利用のため先に制定された教科書バリアフリー法¹⁴⁾に対して、拡大教科書のみならずデジタル録音図書等の作成や、映画・放送番組への字幕・手話の付与等の幅広い行為を対象とする点で、権利制限を同法よりも更に強化するものと考えられる。

5. おわりに

ネットワーク上での情報検索、動画共有サービス等、米国発のネットビジネスは社会、生活に浸透し、不可欠なものとなった。これらネットビジネスの創出は、著作権をめぐる環境整備が急務であるとの認識を高めさせ、今回の法改正を促した。著作権法を巡る今後の検討課題として、間接侵害（テレビ番組の録画・転送サービス等の行為主体に関するもの）やいわゆる日本版フェアユース規定が挙げられる。これらはイノベーションの促進や新規ビジネスの創出を左右するものであり、今後の検討の動向が非常に注目される。

注 記

- 1) 本稿は、2009年度デジタルコンテンツ委員会の高野紀夫（日本電信電話）、東条統紀（KDDI）、中村昌太（凸版印刷）により分担執筆し、今子さゆり（ヤフー）、井内新輔（東芝ソリューション）がとりまとめたものである。
- 2) ロボット型の検索エンジンにおいて、クローラーと呼ばれるプログラムが、インターネット上のウェブページのリンクをたどりながら情報をサーバに収集すること。
- 3) 昭和48年6月著作権審議会第2小委員会報告書及び平成18年1月文化審議会著作権分科会報告書に検討内容が記載されている。
- 4) 中継するサーバに情報を一時的に蓄積することにより、情報の送信者と受信者の間での情報送信を省略し、処理速度の向上を図ること。
- 5) アクセスが集中するサーバの負荷分散のために他のサーバに情報を蓄積すること。
- 6) 複数のハードディスクに分散して情報を蓄積し、処理速度や耐障害性の向上を図ること。
- 7) 電子機器のデータを不意の消失に備えて複製し、保存すること。
- 8) ウェブサイトによる配信等の不特定多数に向けた自動公衆送信のための装置だけでなく、電子メール等の特定少数向けの送信を行う装置も含む。
- 9) Random Access Memoryの略であり、電子機器の主記憶装置に用いられる。データの読み書きを電気的に行うが、電子機器の電源が切られると書き込まれたデータが失われてしまうという欠点がある。そこで、その欠点を克服した、他の電源によるバックアップ機能を搭載したRAMや、電源を切ってもデータを保持する不揮発性RAM（不揮発性メモリともいい、代表例にはフラッシュメモリがある）が存在する。
- 10) 引用該当性を肯定するものとして、田村善之「絵画のオークション・サイトへの画像の掲載と著作権法」知財管理Vol.59, No.9, pp.1307～1322（2006）がある。
- 11) 我が国で流通された全ての出版物が、国会図書館へ義務的に納入される納本制度等を規定した

法律で、今回の法改正で出版物だけではなく、国や地方公共団体等の機関がインターネットを通じて発信しているウェブサイト等の情報を収集できることも新たに定められた。

- 12) 正式には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」といい、インターネット上でプライバシーや著作権の侵害があったときに、サービスプロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、当該侵害に係る情報発信者に関する情報の開示を当該サービスプロバイダに請求する権利を定めたものである。
- 13) すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とするものであるが、国内法の未整備及び政府による公定訳文案への障害者団体等からの異論のため、まだ批准されていない（2009年9月現在）。
- 14) 正式には「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」といい、弱視の児童生徒のみを対象に提供されていた拡大教科書を発達障害等他の障害のある児童生徒にも複製し提供することや、検定教科書の出版社に対して必要に応じて教科書のデジタルデータの提供を義務づけること等を定めたものである。

参考文献

- ① 文化審議会著作権分科会、文化審議会著作権分科会報告書（平成21年1月）
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2101.pdf（参照日：2009.9.2）
- ② 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会、文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理（平成19年10月12日）
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/rokuon_chuukan_1910.pdf（参照日：2009.9.2）

（原稿受領日 2009年9月18日）